

客引き行為等を

「しない、させない、利用しない」

本市では、平成27年から「四日市市の客引き行為等の防止に関する条例」を制定して客引き防止対策を講じてきました。現在では、全国の48自治体（1県、13特別区、34市）が条例を制定している中で、三重県内では四日市市のみが条例を制定しています。

こんな行為はやめましょう

客引き行為等とは例えばこんな行為

客引き

通行人などの中から、特定の人に声掛けをし、客として誘うこと

誘引

通行人などの中から、不特定の人に呼び掛けたりビラを配布したりして、客として誘うこと

客待ち

客引きをするために、通行人などを待ち伏せすること

客引き行為等を防止するための、本市における3つの主な取り組み



市民の取り組み

ボランティアが通行人にチラシなど啓発物品を配布したりしながら、客引き行為などの防止について呼び掛けをしています。



警察の取り組み

客引き行為などをしている人を検挙したり、風俗営業者に対して営業停止処分などの行政処分※をしています。

※従うべき法令に違反したときに、違反の継続防止および制裁などを与えること



本市の取り組み

客引き行為などを防止するため、夜のまちで見回りをし、違反行為を見つけたら口頭で指導などを行っています。

明るく健全なまちにしていきたい

平成17年ごろから商店街に客引きが目立ち始めて以来、商店街や自治会の協力を得て、見回りなどの啓発活動をしてきました。長年活動をした結果、令和4年9月に、警察庁長官と全国防犯協会連合会会長の連名による「防犯功労団体表彰」を受けました。

今後も、客引きなどの防止だけでなく、たばこの路上喫煙防止や青少年の健全な育成など、さまざまな取り組みを行うことで、住みやすいまちになるよう貢献していきたいです。

諏訪栄町・西新地地区防犯協議会
会長 林悦男さん



みんなが客引き行為等を

「しない、させない、利用しない」

ことで、安全・安心な
まちづくりを推進しましょう！

手を引っ張られるなど
強引な客引きなどに
遭った場合は、
迷わず警察に
通報してください！

市民協働安全課
みゆ
佐藤未悠



●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は 市民協働安全課 ☎ 354-8179 FAX 354-8316